

次期脆弱性評価について

平成 29 年 4 月 27 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 国土強靱化については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月法律第 95 号）に位置づけられる「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、府省庁の垣根を越えた実効のある連携体制の下、必要な施策を計画的に実行しているところである。
- また、国土強靱化を進めるにあたり必要不可欠な「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）」は、「進化させていくことが必要不可欠」（国土強靱化アクションプラン 2016）なものである。

2. 脆弱性評価の進化に関する取組

- 脆弱性の評価手法に関しては、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（以下「レジリエンス懇談会」という。）」において、基本計画策定後も継続的に検討を進めてきたところである。第 31 回レジリエンス懇談会（平成 29 年 3 月 22 日）では、国土強靱化基本計画に設定した、起きてはならない最悪の事態（以下「最悪の事態」という。）に至るおそれのある初期事象の発生から最悪の事態に至るまでの事象間の連関をフローチャートに整理して分析する手法について議論を行い、「脆弱性評価を改善するためのツールとして活用すべき」と評価されている。
- フローチャート分析手法では、最悪の事態がどのようなプロセスで起こり得るのかが視覚的に「見える化」され、よりの確な課題認識を関係者間で共通に持つことが可能となる。そのため、政府全体において効果的・重点的な施策の検討に役立つのみならず、地方公共団体や民間など多様な主体がそれぞれの視点に立った国土強靱化の取組を進める際にも活用でき、オールジャパンでの取組が一層期待されることとなる。
- 以上を踏まえ、次期脆弱性評価の検討に当たっては、フローチャート分析手法を用いながら検討を進めるものとする。

3. 政府一丸となった平成 29 年度の取り組み

- 脆弱性評価の検討に当たっては、政府一丸となり、府省庁の垣根を越えて取り組むこととする。具体的には、現計画の策定に向け分野別WGに分かれて検討を行ったのに倣い、主な施策分野が類似するプログラム毎にWGを設け、各WGには進捗管理を行う幹事府省を置き、各WGの関連施策を所管する府省庁が参画し検討を進めることとする。
 - 平成 29 年度は、まず脆弱性評価に関する分野別WGを立ち上げ、各WGで分担して、現計画の最悪の事態についてのフローチャート分析（個別施策との関係性を整理したフローチャートの作成）を開始し、6月末を目途に、重点プログラムについてフローチャート（第1案）を作成することとする。それに続き、フローチャート分析の過程で生じた作業上の課題について対応策を検討し、脆弱性評価におけるフローチャート作成の考え方を整理する。
 - 並行して、次期脆弱性評価で設定すべきリスクシナリオ（＝最悪の事態）についても、レジリエンス懇談会において議論を進める。
 - その後、レジリエンス懇談会等における議論を踏まえたリスクシナリオに対するWGの分担を決定し、以降、レジリエンス懇談会等における議論と並行して、各WGにてフローチャート分析を行いながら、リスクシナリオに対する脆弱性評価（素案）の検討を進める。
- 年度内に、脆弱性評価（素案）をとりまとめることを目標とする。